

改正案	現行
<p>（その他首都圏の整備に関する事項）</p> <p>第三条 法第二十一条第一項第二号又の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>（首都圏整備計画）</p> <p>第四条 首都圏整備計画のうち法第二十一条第一項第二号及び第三号に掲げる事項に係る部分には、これらの事項について整備の基本方針及び事業の概要を定めるものとする。</p> <p>（その他首都圏の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲）</p> <p>第十三条 第三条に規定する事項で根幹となるべきものの範囲は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による病院で国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は医療法第三十一条に規定する者の開設するもののうち主要なものの建設計画に関する事項</p> <p>四〜八 （略）</p>	<p>（その他首都圏の整備に関する事項）</p> <p>第三条 法第二十一条第三項第一号又のその他首都圏の整備に関する事項で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>（整備計画）</p> <p>第四条 法第二十一条第三項の整備計画には、同項各号に掲げる事項ごとに、それぞれその根幹となるべきものについて整備の基本方針及び事業の概要を定めるものとする。</p> <p>（その他首都圏の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲）</p> <p>第十三条 第三条に規定するその他首都圏の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による病院で国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十五条第一号の表において同じ。）又は医療法第三十一条に規定する者の開設するもののうち主要なものの建設計画に関する事項</p> <p>四〜八 （略）</p>

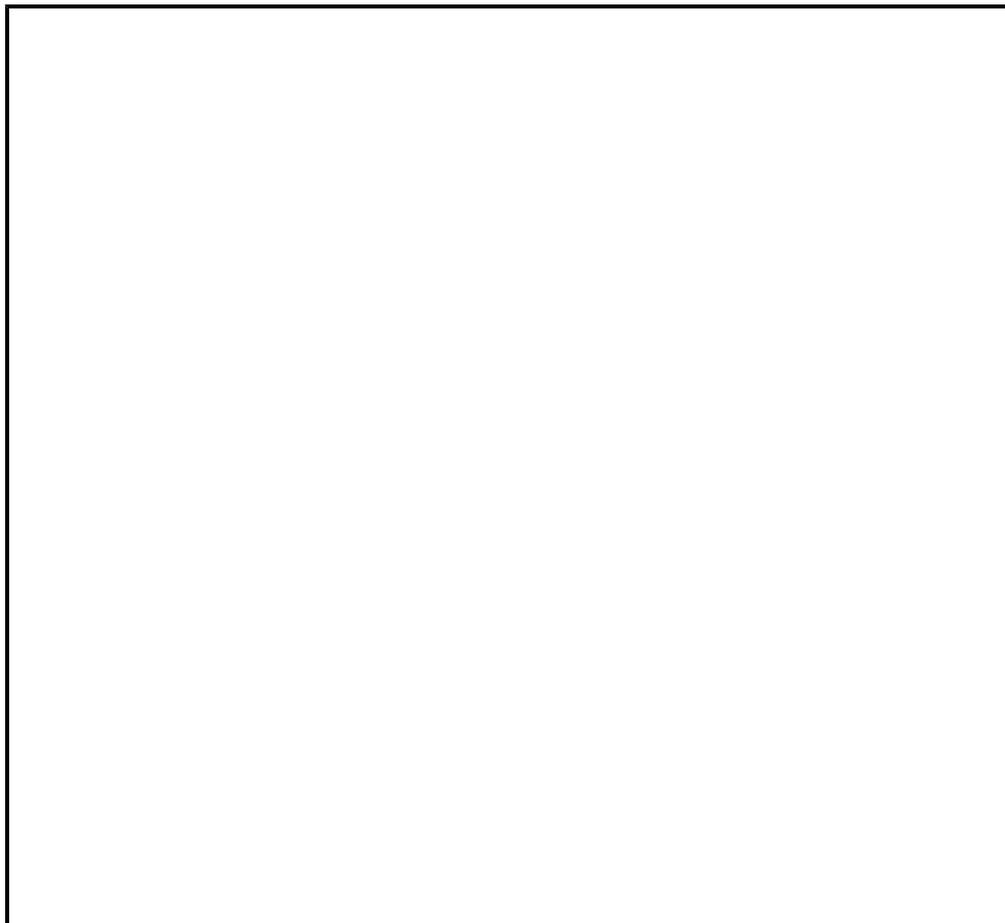
(事業計画)

第十五条 法第二十一条第五項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業

事業	事業を行う者
第五条第一号に規定する事項に係る事業	国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構並びに住宅金融公庫から資金の貸付けを受けて事業を行う者
第六条及び第十三条第七号に規定する事項に係る事業	国、地方公共団体及び高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社
第七条第一号に規定する事項に係る事業	地方公共団体、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社

<p>第七條第二号に規定する事項に係る事業</p>	<p>国、地方公共団体及び成田国際空港株式会社</p>
<p>第七條第三号に規定する事項に係る事業</p>	<p>国、地方公共団体及び外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二條第一項の規定により運輸大臣が指定する法人</p>
<p>第七條第五号に規定する事項に係る事業</p>	<p>地方公共団体</p>
<p>第七條の二第一号に規定する事項に係る事業</p>	<p>日本郵政公社</p>
<p>第七條の二第二号に規定する事項に係る事業</p>	<p>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社</p>
<p>第八條第一号及び第三号、第九條、第十條第三号、第十二條第二号並びに第十三條第一号、第二号、第四号から第六号まで及び第八号に規定する事項に係る事業</p>	<p>国及び地方公共団体</p>
<p>第十條第一号及び第二号に規定する事項に係る事業</p>	<p>国、地方公共団体及び独立行政法人水資源機構</p>



<p>第十一条に規定する事項に係る事業</p>	<p>国、地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構並びに住宅金融公庫から資金の貸付けを受けて事業を行う者</p>
<p>第十二条第一号に規定する事項に係る事業</p>	<p>国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構</p>
<p>第十二条第三号に規定する事項に係る事業</p>	<p>国、地方公共団体及び独立行政法人雇用・能力開発機構</p>
<p>第十三条第三号に規定する事項に係る事業</p>	<p>国、地方公共団体、独立行政法人国立病院機構及び国立大学法人</p>

二 前号の表の上欄に掲げる事業について、特別の法律により設立された法人で国又は地方公共団体が出資しているものが行う事業（同号に掲げるものを除く。）のうち整備計画の実施のため特に必要と認められるもの

改 正 案		現 行
<p>（広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設）</p> <p>第二条 法第八条第一項第三号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる施設のうち、広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるもの</p> <p>イホ （略）</p> <p>へ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による病院で国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は医療法第三十一条に規定する者が開設するもの</p> <p>トタ （略）</p>		<p>（広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設）</p> <p>第二条 法第八条第二項に規定する広域性を有し、かつ、根幹となるべき施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる施設のうち、広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるもの</p> <p>イホ （略）</p> <p>へ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による病院で国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次条第一号の表において同じ。）又は医療法第三十一条に規定する者が開設するもの</p> <p>トタ （略）</p>
事業	事業を行う者	<p>（事業計画）</p> <p>第三条 法第八条第三項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業</p>
前条第一号イに掲げる施設に	国、地方公共団体及び高速	

<p>係る事業</p>	<p>道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社</p>
<p>前条第一号ロに掲げる施設に係る事業</p>	<p>地方公共団体、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社</p>
<p>前条第一号ハに掲げる施設に係る事業</p>	<p>国、地方公共団体及び外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項の規定により運輸大臣が指定する法人</p>
<p>前条第一号ニ、第二号ロからヘまで並びに第三号ホ、チ、又からワまで及びタに掲げる施設に係る事業</p>	<p>国及び地方公共団体</p>
<p>前条第一号ホに掲げる施設に係る事業</p>	<p>国、地方公共団体、関西国際空港株式会社及び独立行政法人空港周辺整備機構</p>

<p>前条第一号へ、第二号ト及び チ並びに第三号ハ、ニ、カ及 びヨに掲げる施設に係る事業</p>	<p>地方公共団体</p>
<p>前条第一号トに掲げる施設に 係る事業</p>	<p>日本郵政公社、東日本電信 電話株式会社及び西日本電 信電話株式会社</p>
<p>前条第二号イに掲げる施設に 係る事業</p>	<p>国、地方公共団体及び独立 行政法人水資源機構</p>
<p>前条第三号イに掲げる施設に 係る事業</p>	<p>地方公共団体、独立行政法 人都市再生機構及び独立行 政法人中小企業基盤整備機 構</p>
<p>前条第三号ロに掲げる施設に 係る事業</p>	<p>国、地方公共団体及び独立 行政法人都市再生機構並び に住宅金融公庫から資金の 貸付けを受けて事業を行う 者</p>
<p>前条第三号へに掲げる施設に 係る事業</p>	<p>国、地方公共団体、独立行 政法人国立病院機構及び国 立大学法人</p>
<p>前条第三号トに掲げる施設に 係る事業</p>	<p>地方公共団体、国立大学法 人及び独立行政法人国立高</p>

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1158 1167 1391 1597"> <p>前条第三号りに掲げる施設に係る事業</p> </td> <td data-bbox="1158 1597 1391 1995"> <p>等専門学校機構 国、地方公共団体及び独立行政法人雇用・能力開発機構</p> </td> </tr> </table> <p>二 前号の表の上欄に掲げる事業について、特別の法律により設立された法人で国又は地方公共団体が出資しているものが行う事業（同号に掲げるものを除く。）のうち基本整備計画の実施のため特に必要と認められるもの</p>	<p>前条第三号りに掲げる施設に係る事業</p>	<p>等専門学校機構 国、地方公共団体及び独立行政法人雇用・能力開発機構</p>
<p>前条第三号りに掲げる施設に係る事業</p>	<p>等専門学校機構 国、地方公共団体及び独立行政法人雇用・能力開発機構</p>		

改 正 案	現 行
<p>（住宅及び生活環境施設の整備に関する事項で根幹となるべきもの）</p> <p>第五条 住宅及び生活環境施設の整備に関する事項で根幹となるべきものは、次に掲げる施設のうち広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるものの整備に関する事項とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による病院で国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は医療法第三十一条に規定する者が開設するもの</p> <p>（その他中部圏の開発及び整備に関する事項で根幹となるべきもの）</p> <p>第九条 中部圏開発整備法<u>第九条第一項第三号</u>に規定するその他中部圏の開発及び整備に関する事項で根幹となるべきものは、次に掲げる施設のうち広域的に整備する必要があるもの又は広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるものの整備に関する事項とする。</p> <p>一～八 （略）</p>	<p>（住宅及び生活環境施設の整備に関する事項で根幹となるべきもの）</p> <p>第五条 住宅及び生活環境施設の整備に関する事項で根幹となるべきものは、次に掲げる施設のうち広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるものの整備に関する事項とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による病院で国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十条第一号の表において同じ。）又は医療法第三十一条に規定する者が開設するもの</p> <p>（その他中部圏の開発及び整備に関する事項で根幹となるべきもの）</p> <p>第九条 中部圏開発整備法（次条において「法」という。）<u>第九条第二項第三号</u>に規定するその他中部圏の開発及び整備に関する事項で根幹となるべきものは、次に掲げる施設のうち広域的に整備する必要があるもの又は広域的な見地から配置及び規模を定める必要があるものの整備に関する事項とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>（事業計画）</p> <p>第十条 法第九條第三項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。</p>

一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業

事業	事業を行う者
<p>第一条第一号に掲げる施設に係る事業</p>	<p>国、地方公共団体、高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社及び地方道路会社</p>
<p>第一条第二号に掲げる施設に係る事業</p>	<p>地方公共団体、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社</p>
<p>第一条第三号及び第四号、第二条第三号、第四条第二号から第四号まで、第七条第二号、第八条並びに第九条第二号、第三号及び第八号に掲げる施設並びに第六条に掲げる施設又は事項に係る事業</p>	<p>国及び地方公共団体</p>
<p>第一条第五号に掲げる施設に</p>	<p>国、地方公共団体及び中部</p>

						係る事業
						係る事業
						第一条第七号に掲げる施設に係る事業
						第一条第八号に掲げる施設に係る事業
						第二条第一号に掲げる施設に係る事業
						第二条第二号に掲げる施設に係る事業
						第三条第二号及び第四条第一号に掲げる施設に係る事業
						第四条第五号及び第九条第七号
						国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第四条第一項の規定による指定を受けた者
						地方公共団体
						日本郵政公社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社
						国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社並びに住宅金融公庫から資金の貸付けを受けて事業を行う者
						地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
						国、地方公共団体及び独立行政法人水資源機構
						国、地方公共団体及び独立

号に掲げる施設に係る事業	行政法人緑資源機構
第五条第一号に掲げる施設に係る事業	国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社並びに住宅金融公庫から資金の貸付けを受けて事業を行う者
第五条第二号から第五号まで並びに第九条第一号及び第五号に掲げる施設に係る事業	地方公共団体
第五条第六号に掲げる施設に係る事業	国、地方公共団体、独立行政法人国立病院機構及び国立大学法人
第七条第一号に掲げる施設に係る事業	地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構
第七条第三号に掲げる施設に係る事業	国、地方公共団体及び独立行政法人雇用・能力開発機構
第九条第四号に掲げる施設に係る事業	地方公共団体及び高速道路株式会社法第一条に規定する会社

第九條第六号に掲げる施設に係る事業

地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構

二 前号の表の上欄に掲げる事業について、特別の法律により設立された法人で国又は地方公共団体が出資しているものが行う事業（同号に掲げるものを除く。）のうち基本開発整備計画の実施のため特に必要と認められるもの

改 正 案	現 行
<p>（法第五百八十六条第二項第二十二号の土地） 第五十四条の二十八 法第五百八十六条第二項第二十二号に規定する政令で定める土地は、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第十八条第一項又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百四十五号）第二十四条第一項に規定する施行者がこれらの規定に規定する施行計画に基づき首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第五項又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二条第四項に規定する工業団地造成事業を行うために取得して当該事業の用に供する土地とする。</p>	<p>（法第五百八十六条第二項第二十二号の土地） 第五十四条の二十八 法第五百八十六条第二項第二十二号に規定する政令で定める土地は、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第十八条第一項又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百四十五号）第二十四条第一項に規定する施行者がこれらの規定に規定する施行計画に基づき首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第六項又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二条第四項に規定する工業団地造成事業を行うために取得して当該事業の用に供する土地とする。</p>

改正案				現行			
別表第一（第一条、第三条、第六条関係）							
事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定	事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
十 法第二条第二項第一号又は掲げる事業の種類	イ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二	イ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二	都市計画法第五十九条第一項から第三項まで又は第六十条第三項	十 法第二条第二項第一号又は掲げる事業の種類	イ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二	イ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二	都市計画法第五十九条第一項から第三項まで又は第六十条第三項
	条第五項に規定する工業団地造成事業である事業（施行区域の面積が百ヘクタール以上で	区域の面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満であるものに限る。）			区域の面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満であるものに限る。）		
別表第一（第一条、第三条、第六条関係）							
事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定	事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
十 法第二条第二項第一号又は掲げる事業の種類	イ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二	イ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二	都市計画法第五十九条第一項から第三項まで又は第六十条第三項	十 法第二条第二項第一号又は掲げる事業の種類	イ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二	イ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二	都市計画法第五十九条第一項から第三項まで又は第六十条第三項
	条第六項に規定する工業団地造成事業である事業（施行区域の面積が百ヘクタール以上で	区域の面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満であるものに限る。）			区域の面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満であるものに限る。）		

(略)		
(略)	(略)	あるもの に限る。)
(略)	(略)	
(略)		

(略)		
(略)	(略)	あるもの に限る。)
(略)	(略)	
(略)		

○ 国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国土調査の実施の勧告に係る事業）</p> <p>第五條 法第八條第一項に規定する政令で定める事業及び同條第二項において読み替えて準用する法第五條第一項から第四項までに規定する政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>九 （略）</p>	<p>（政令で定める事業）</p> <p>第五條 法第八條の規定による政令で定める事業は、左に掲げるものとする。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>九 国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の規定による総合開発計画の作成</p> <p>十 （略）</p>

○ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令（昭和三十四年政令第二百四十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公共施設）</p> <p>第一条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第八項</u>に規定する政令で定める公共の用に供する施設は、公園、広場、緑地、水道、河川及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設とする。</p>	<p>（公共施設）</p> <p>第一条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第九項</u>に規定する政令で定める公共の用に供する施設は、公園、広場、緑地、水道、河川及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設とする。</p>

改正案	現行
<p>（政令で定める計画）</p> <p>第二十条 法第三十八条第十三号の政令で定める計画は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 法第四十一条第八号の政令で定める計画は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・三 （略）</p>	<p>（政令で定める計画）</p> <p>第二十条 法第三十八条第十三号の政令で定める計画は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 東北開発促進法（昭和三十一年法律第百十号）第三条第一項に規定する東北開発促進計画</p> <p>四 九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）第三条第一項に規定する九州地方開発促進計画</p> <p>五 四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）第三条第一項に規定する四国地方開発促進計画</p> <p>六 北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十一号）第三条第一項に規定する北陸地方開発促進計画</p> <p>七 中国地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十二号）第三条第一項に規定する中国地方開発促進計画</p> <p>八 （略）</p> <p>2 法第四十一条第八号の政令で定める計画は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・三 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（優先譲渡）</p> <p>第五条 法第二十三条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百四十五号）による工業団地造成事業に関連して新住宅市街地開発事業が施行される場合において、当該工業団地造成事業により造成される首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第七項又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二条第六項に規定する造成工場敷地の譲受人となつた者で、使用人の居住の用に供する宅地を必要とするもの</p> <p>四・五 （略）</p>	<p>（優先譲渡）</p> <p>第五条 法第二十三条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百四十五号）による工業団地造成事業に関連して新住宅市街地開発事業が施行される場合において、当該工業団地造成事業により造成される首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第八項又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二条第六項に規定する造成工場敷地の譲受人となつた者で、使用人の居住の用に供する宅地を必要とするもの</p> <p>四・五 （略）</p>

○ 独立行政法人都市再生機構法施行令附則第三十五条の規定によりなおその効力を有することとされる新住宅市街地開発法施行令（昭和三十一年政令第三百六十五号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（優先譲渡） 第五条 法第二十三条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十二年法律第九十八号）又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百四十五号）による工業団地造成事業に関連して新住宅市街地開発事業が施行される場合において、当該工業団地造成事業により造成される首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第七項又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二条第六項に規定する造成工場敷地の譲受人となつた者で、使用人の居住の用に供する宅地を必要とするもの</p> <p>四・五 （略）</p>	<p>（優先譲渡） 第五条 法第二十三条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十二年法律第九十八号）又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百四十五号）による工業団地造成事業に関連して新住宅市街地開発事業が施行される場合において、当該工業団地造成事業により造成される首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第八項又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二条第六項に規定する造成工場敷地の譲受人となつた者で、使用人の居住の用に供する宅地を必要とするもの</p> <p>四・五 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十七条 この政令の施行前に都市公団により首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）<u>第二条第五項の工業団地造成事業が施行された土地について附則第二十六条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令（昭和十四年政令第二百四十号）第六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務及びこの政令の施行前に都市公団により近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）第二条第四項の工業団地造成事業が施行された土地について附則第三十七条の規定による改正前の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和四十年政令第五百十七号）</u>第八条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務については、それぞれ、前条の規定による改正前の地方自治法施行令別表第一首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令（昭和三十四年政令第二百四十号）の項及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和四十年政令第五百十七号）の項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十七条 この政令の施行前に都市公団により首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）<u>第二条第六項の工業団地造成事業が施行された土地について附則第二十六条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令（昭和十四年政令第二百四十号）第六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務及びこの政令の施行前に都市公団により近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）第二条第四項の工業団地造成事業が施行された土地について附則第三十七条の規定による改正前の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和四十年政令第五百十七号）</u>第八条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務については、それぞれ、前条の規定による改正前の地方自治法施行令別表第一首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令（昭和三十四年政令第二百四十号）の項及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和四十年政令第五百十七号）の項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。</p> <p>2 （略）</p>

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 機構が法附則第十二条第一項の規定により行う首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第六項の造成敷地等及び同条第七項の造成工場敷地の処分及び管理については、前条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令第四条の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

2 この政令の施行前に都市公団により首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第五項の工業団地造成事業が施行された土地について前条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令第六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務については、同令第十二条第一項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

(新住宅市街地開発法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 機構が法附則第十二条第一項の規定により施行する新住宅市街地開発法第二条第一項の新住宅市街地開発事業については、前条の規定による改正前の新住宅市街地開発法施行令第四条第一項及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第五条、第六条、第十四条並びに第十五条の二第一項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定による改正前の新住宅市街地開発法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 機構が法附則第十二条第一項の規定により行う首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第七項の造成敷地等及び同条第八項の造成工場敷地の処分及び管理については、前条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令(第十二条第一項を除く。)の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

2 この政令の施行前に都市公団により首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第六項の工業団地造成事業が施行された土地について前条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令第六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務については、同令第十二条第一項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

(新住宅市街地開発法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 機構が法附則第十二条第一項の規定により施行する新住宅市街地開発法第二条第一項の新住宅市街地開発事業については、前条の規定による改正前の新住宅市街地開発法施行令の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定による改正前の新住宅市街地開発法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第四条第二項第一号、第十五条の二第一項 第五条第二号</p>	<p>第四条第一項第三号 法</p>	<p>都市基盤整備公団、地域振興整備公団 又は都市基盤整備公団宅地債券 都市基盤整備公団宅地債券で</p>	<p>都市基盤整備公団 法</p>	<p>、都市基盤整備公団宅地債券又は都市再生機構宅地債券 都市再生機構宅地債券 都市基盤整備公団宅地債券又は都市再生機構宅地債券で</p>	<p>独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法</p>
<p>第四条第二項第一号、第十五条の二第一項 第五条第二号</p>	<p>第四条第一項第三号 法</p>	<p>都市基盤整備公団、地域振興整備公団 又は都市基盤整備公団宅地債券 都市基盤整備公団宅地債券で</p>	<p>都市基盤整備公団 法</p>	<p>、都市基盤整備公団宅地債券又は都市再生機構宅地債券 都市再生機構宅地債券 都市基盤整備公団宅地債券又は都市再生機構宅地債券で</p>	<p>独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法</p>

改 正 案	現 行
<p>（地域振興課の所掌事務） 第四十九条 地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六 （略） 七 国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）、低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）その他の地域開発に係る法律に基づく事務その他地域開発に関する事務で地方自治に係るもの取りまとめに関すること。 八～十 （略）</p>	<p>（地域振興課の所掌事務） 第四十九条 地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六 （略） 七 国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）、低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）その他の地域開発に係る法律に基づく事務その他地域開発に関する事務で地方自治に係るもの取りまとめに関すること。 八～十 （略）</p>

改正案	現行
<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十一（略）</p> <p>四十二 五十六（略）</p> <p>2 情報管理部は、前項第五十一号から第五十五号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（政策統括官の職務）</p> <p>第十七条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 国土交通省の所掌に係る危機管理に関する事務の総括に関すること（<u>第四条第一項第四十三号及び第八条第一項第十二号に掲げる事務を除く。</u>）。</p> <p>五 十（略）</p> <p>（国土環境・調整課の所掌事務）</p> <p>第四十条 国土環境・調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十（略）</p>	<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十一（略）</p> <p>四十二 <u>国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）第十条第二項の規定による関係都府県の同意の取得に関すること。</u></p> <p>四十三 五十七（略）</p> <p>2 情報管理部は、前項第五十二号から第五十六号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（政策統括官の職務）</p> <p>第十七条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 国土交通省の所掌に係る危機管理に関する事務の総括に関すること（<u>第四条第一項第四十四号及び第八条第一項第十二号に掲げる事務を除く。</u>）。</p> <p>五 十（略）</p> <p>（国土環境・調整課の所掌事務）</p> <p>第四十条 国土環境・調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十（略）</p> <p>十一 <u>国土総合開発法第十条第二項の規定による関係都府県の同意の取得に関すること。</u></p>

(観光企画課の所掌事務)

第五十四条 観光企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総合政策局の所掌事務(第四条第一項第四十七号から第五十号までに掲げるものに限る。次条第二号において同じ。)
- 二 二〇七 (略)

(総務課の所掌事務)

第六十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一・二 (略)
- 三 国土審議会の庶務(土地政策分科会、北海道開発分科会、水資源開発分科会及び豪雪地帯対策分科会に係るものを除く。)

四 (略)

(総合計画課の所掌事務)

第六十四条 総合計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土利用計画及び国土形成計画の企画及び立案並びに推進に関すること(他課及び計画官の所掌に属するものを除く。)
- 二 (略)

(大都市圏計画課の所掌事務)

第六十六条 大都市圏計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 首都圏その他の各大都市圏のそれぞれについて定める広域

(観光企画課の所掌事務)

第五十四条 観光企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総合政策局の所掌事務(第四条第一項第四十八号から第五十一号までに掲げるものに限る。次条第二号において同じ。)
- 二 二〇七 (略)

(総務課の所掌事務)

第六十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一・二 (略)
- 三 国土審議会の庶務(土地政策分科会、首都圏整備分科会、近畿圏・中部圏整備分科会、東北地方開発分科会、九州地方開発分科会、四国地方開発分科会、北陸地方開発分科会、中国地方開発分科会、北海道開発分科会、水資源開発分科会及び豪雪地帯対策分科会に係るものを除く。)

四 (略)

(総合計画課の所掌事務)

第六十四条 総合計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土利用計画及び国土総合開発計画の企画及び立案並びに推進に関すること(調整課及び計画官の所掌に属するものを除く。)
- 二 (略)

(大都市圏計画課の所掌事務)

第六十六条 大都市圏計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

地方計画（国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）
第九条第二項に規定する広域地方計画をいう。次条第一号に
おいて同じ。）の企画及び立案並びに推進に關すること（調
整課の所掌に屬するものを除く。）。

二〇四（略）

（地方計画課の所掌事務）

第六十七条 地方計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 東北地方その他の各地方のそれぞれについて定める広域地
方計画の企画及び立案並びに推進に關すること（調整課の所
掌に屬するものを除く。）。

二〇四（略）

（計画官の職務）

第六十九条 計画官は、命を受けて、国土利用計画若しくは国土
形成計画で全国の区域について定めるものの企画及び立案に關
する事務のうち重要な専門的事項に係る事務を分掌し、又は総
務課及び総合計画課の所掌事務に關する重要事項の企画及び立
案に参画する。

一〇三（略）

四 国土審議会首都圏整備分科会及び近畿圏・中部圏整備分科
会の庶務に關すること。

（地方計画課の所掌事務）

第六十七条 地方計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三（略）

（計画官の職務）

第六十九条 計画官は、命を受けて、全国の区域について定める
国土利用計画若しくは全国総合開発計画の企画及び立案に關す
る事務のうち重要な専門的事項に係る事務を分掌し、又は総務
課及び総合計画課の所掌事務に關する重要事項の企画及び立案
に参画する。

改 正 案

現 行

（分科会）
 第二条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとする。

（分科会）
 第二条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとする。

名 称	法 律 の 規 定
土地政策分科会	国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十三条第二項
	土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十条第三項及び第十九条
	地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第二十六条の二
	国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十二条
	国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第四百四十三号）第三条第六項において読み替えて準用する同条第一項

名 称	法 律
土地政策分科会	国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）
	土地基本法（平成元年法律第八十四号）
	地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）
	国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）
	国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第四百四十三号）
首都圏整備法（昭和三十一年法律第	

北海道開発分科会	北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）第四条
水資源開発分科会	水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）第三条第一項、第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六条第一項及び第二項
豪雪地帯対策分科会	豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）並びに第五条

九州地方開発分科会	東北地方開発分科会	近畿圏・中部圏整備分科会	首都圏整備分科会
九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）	東北開発促進法（昭和三十四年法律第百十号）	中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号） 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）	八十三号） 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）
		近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）	
		近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）	
		中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）	
		中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号）	

2・3 (略)

4 分科会に、分科会長を置く。分科会長は、当該分科会に属する委員のうちから当該分科会に属する委員及び特別委員がこれを選挙する。

5・6 (略)

7 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって

四国地方開発分科会	四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）
北陸地方開発分科会	北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十一号）
中国地方開発分科会	中国地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十二号）
北海道開発分科会	北海道開発法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
水資源開発分科会	水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）
豪雪地帯対策分科会	豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）

2・3 (略)

4 分科会に、分科会長を置く。分科会長は、当該分科会に属する委員（首都圏整備分科会、近畿圏・中部圏整備分科会、東北地方開発分科会、九州地方開発分科会、四国地方開発分科会、北陸地方開発分科会及び中国地方開発分科会にあつては、当該分科会に属する委員及び特別委員）のうちから当該分科会に属する委員及び特別委員がこれを選挙する。

5・6 (略)

7 審議会は、その定めるところにより、分科会（首都圏整備分

審議会の議決とすることができる。

(庶務)
 第六条 審議会の庶務は、国土交通省国土計画局総務課において
 総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会
 に係るものについては、それぞれ同表の下欄に掲げる課におい
 て処理する。

名 称	土地政策分科会
課	(略)

科会、近畿圏・中部圏整備分科会、東北地方開発分科会、九州
 地方開発分科会、四国地方開発分科会、北陸地方開発分科会及
 び中国地方開発分科会を除く。)の議決をもって審議会の議決
 とすることができる。

(庶務)
 第六条 審議会の庶務は、国土交通省国土計画局総務課において
 総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会
 に係るものについては、それぞれ同表の下欄に掲げる課におい
 て処理する。

名 称	土地政策分科会 首都圏整備分科会 近畿圏・中部圏整備分科会 東北地方開発分科会 九州地方開発分科会 四国地方開発分科会 北陸地方開発分科会 中国地方開発分科会
課	(略) 国土交通省国土計画局大 都市圏計画課 国土交通省国土計画局地方 計画課

(略)	(略)
-----	-----

附 則

(分科会の特例)

第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の規定の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」と読み替えるものとする。

平成二	期限	分科会	法律の規定	課
平成十 九年三 月三十 一日	特殊土 壤地帯 対策分 科会	特殊土じよう地帯災害防除及 び振興臨時措置法(昭和二十 七年法律第九十六号)第二条 第一項、第三条第一項及び第 五条	国土交通 省都市・ 地域整備 局地方整 備課	国土交通 省都市・
離島振	離島振興法(昭和二十八年法 律第七十二号)第二条第一項			国土交通 省都市・

(略)	(略)
-----	-----

附 則

(分科会の特例)

第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の規定の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」と読み替えるものとする。

平成二	期限	分科会	法 律	課
平成十 九年三 月三十 一日	特殊土 壤地帯 対策分 科会	特殊土じよう地帯災害防除及 び振興臨時措置法(昭和二十 七年法律第九十六号)	国土交通 省都市・ 地域整備 局地方整 備課	国土交通 省都市・
離島振				国土交通 省都市・

2

(略)

平成二 十七年 三月三 十一日	山村振 興対策 分科会	山村振興法（昭和四十年法律 第六十四号）第七条第一項及 び第二十二條	国土交通 省都市・ 地域整備 局地方整 備課
十五年 三月三 十一日	興対策 分科会	第三條第三項（同條第五項 において準用する場合を含む 。）及び第二十一條	地域整備 局離島振 興課

2

(略)

平成二 十七年 三月三 十一日	山村振 興対策 分科会	山村振興法（昭和四十年法律 第六十四号）	国土交通 省都市・ 地域整備 局地方整 備課
十五年 三月三 十一日	興対策 分科会	離島振興法（昭和二十八年法 律第七十二号）	地域整備 局離島振 興課